



トピックス

多摩市の魅力発信サイト

「丘のまち～東京・多摩市に暮らす～」を知っていますか？

ID1005031 秘書広報課
☎(338)6812

皆さんは「多摩市」と聞くと、どのようなイメージが浮かびますか？

住んでいる方や訪れたことのある方は、「自然が豊か」「多摩ニュータウンのまちなみ」といったイメージが浮かぶ方が多いかもしれません。

一方で多摩市のことを知らない方には、「奥多摩町」と間違えられたり「東京の西の方」としか知られていなかったり…。

多摩市を知っている方にも、知らない方にも、「このまちの知る人ぞ知る魅力を知ってほしい」「このまちで生き活きと暮らす人たちの声を伝えたい」。そんな思いから立ち上げたサイトが、「丘のまち～東京・多摩市に暮らす～」です。

丘のまちは、多摩市での暮らしやアクティビティなどの情報をはじめ、多摩ニュータウンの歴史から地元で人気のお店や地域密着のイベントまで、何気ない日々の暮らしの中にあるさまざまな魅力を発信しています。

多摩市に暮らしているからこそ味わえる心温まる出来事を、「丘のまち～東京・多摩市に暮らす～」を通して感じてみませんか？



▲「丘のまち」はこちら

●まち歩きレポート

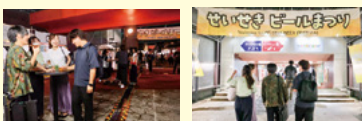
まちのイベントなどに焦点を当てて、旬な情報を紹介する「まち歩きレポート」は、市内で行われているイベントを知ることができ、まるでイベントに参加したかのような充実した記事が特徴です。「こんな企画やイベントがあったんだ！」と新たな発見があること間違いなし！

今回は一部抜粋して、掲載記事を紹介します。

せいせきビールまつり

気の合う仲間たちと好きなお酒を持ち寄って、乾杯！ そんな素敵な週末の和気あいあいとした雰囲気を感じられる記事になっています。

出店しているお店や料理も取り上げており、食べたくなること間違いなしです。地元・多摩市のお店も出店しているの、気になるお店に行くことができるのも魅力の一つです。



●丘のまち物語

市のお店やさまざまな活動をしている方にインタビューをして、自身の思いを語ってもらう「丘のまち物語」は、人をメインにした記事です。インタビューをする中で、これまでの経験を振り返ってもらったり、それぞれの“こだわり”をお聞きしたりと、人柄まで伝わってくるような記事が特徴的です。まちの気になるあの人のことも「丘のまち物語」で取り上げているかもしれません。

珈琲屋 黒子

「“黒子”のような職人的存在でありたいと思っています」

店主の尾籠一誠さんにスペシャルティコーヒーのこだわりやお店を開業するまでの経緯など「なぜ多摩市に出店したのか？」と気になる疑問を素直にぶつけたインタビューにも注目です。

URL <https://tama-shi-oka.jp/>



障がい児(者)等歯科診療「ふれあい」

愛称「ふれあい」は平成22年1月の公募により決定したもので、「親しみやすいこと」や診療をお待ちいただく間の交流「みんなと会えたりお話できる」歯科診療所のイメージを表しています。

日 水・木曜日の午前9時～正午 対 一般の歯科診療所に通院が困難な方
¥ 保険診療の自己負担分 持 持ち物 健康保険証、障害者手帳、お薬手帳 ID 1009365 申 問 場 電話で、健康推進課(健康センター) ☎(376)9111 [診療受付時間中は ☎(376)8009] へ

献血にご協力ください

現在、O型の400ml献血が足りていません。病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんを救うため、ご理解とご協力をお願いします。

当日は、多摩市赤十字奉仕団がボランティア活動を行います。奉仕団活動にご興味のある方もぜひお越しください。

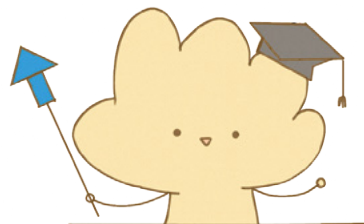
日 ①1月15日(水)午前10時～11時30分・午後0時45分～4時 ②2月8日(土)午前11時30分～午後4時 場 ①市役所東側駐車場 ②永山公民館ギャラリー ID 1011945 問 東京都赤十字血液センター立川事業所 ☎042(529)0405

令和7年1月1日に 多摩市手話言語条例が制定されました！

市は、令和5年10月～令和6年10月にかけて、有識者・障がい当事者・市民・関係機関とともに多摩市手話言語条例検討会を開催し、協議を続けてきました。約1年におよぶ協議の結果、令和7年1月1日に多摩市手話言語条例が制定されました。

手話言語条例とは？

多摩市手話言語条例は、ろう者とろう者以外の方が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現するために制定されました。手話はろう者にとって日常生活や社会生活を営むための重要な手段であり、その普及と理解の促進は、ろう者の人権を守るために不可欠です。



▲手話のゲンちゃん

どうして手話言語条例が必要なの？

手話は、ろう者にとって日常生活・社会生活を営むために必要不可欠の言語であり、ろう者によって創造されてきた文化でもあります。その手話を一つの言語として認識し理解の促進や普及に取り組むことで、ろう者の人権が守られ、ろう者とそうでない人との社会生活の障壁がなくなる、誰でも心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会の実現に必要です。



手話マークの活用にご協力ください！



手話マークがあることで「手話で対応できる」ことが一目で分かります。このマークがあるとうる者が安心して事業所やお店などを利用できます。

ID 1016205 問 障害福祉課 ☎(338)6903 ・ ☎(371)1200